

# 令和5年（2023年）第3回鹿追町議会定例会会議録

## 1 議事日程 第2号

日時 令和5年（2023年）9月21日（木曜日） 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

日程 1

一般質問

8 番 狩野 正雄 議員

5 番 山口 優子 議員

1 番 佐々木 康人 議員

## 2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（11人）

1 番 佐々木康人議員      2 番 黒井 敦志議員      3 番 金子 孝伸議員

4 番 青砥 敏一議員      5 番 山口 優子議員      6 番 畑 久雄議員

7 番 川染 洋議員      8 番 狩野 正雄議員      9 番 安藤 幹夫議員

10 番 清水 浩徳議員      11 番 上嶋 和志議員

## 4 欠席議員（なし）

## 5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜井 知己

教育委員会教育長 渡辺 雅人

農業委員会会長 菊池 輝夫

## 6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松本 新吾

総務課 課 長 葛西 浩二

総務課財政担当課長 武者 正人

会計管理者	西垣慎也
総務課主幹（消防署長）	内海卓実
企画課長	草野礼行
町民課長	高瀬俊一
子育て支援課長	米澤裕恵
農業振興課長	檜山敏行
環境保全センター担当課長	城石賢一
保健福祉課長	富樫靖
商工観光課長	大西亮一
建設水道課長	大上朋亮
ジオパーク推進課長	高井宏行
瓜幕支所長	東原孝博
国民健康保険病院事務長	渡辺弘樹
総務課長補佐	萩生田訓考
総務課財政係長	鎌田弾

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
学校教育課主幹	天野健治
社会教育課長	平山宏照

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	津川修
------	-----

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	川瀬直美

○議長(上嶋和志)

これから本日の会議を開きます。

欠席者の報告を行います。

野村英雄代表監査委員、佐藤裕之保健福祉課主幹から欠席する届け出がありました。

以上で報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1、一般質問を行います。

---

日程1

一般質問

○議長(上嶋和志)

質問の通告がありますので、順次発言を許します。8番、狩野正雄議員。

○8番(狩野正雄)

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

標題は、基幹産業への支援策はということでございます。

本町の基幹産業である農業を取り巻く情勢について、生産現場の声が寄せられました。国際情勢の影響により、飼料代や肥料代が高騰していることや、酪農家においてはサルモネラ病菌が発生しており、どの牧場も病気の広がりを防ぐためその対策に当たっているという情報であります。

この病気は、体力が弱い子牛がり患すると死亡するケースがあるそうです。さらに病気の検査には、1頭当たり4,000円の費用と、治療には高額の薬代がかかるということでございます。酪農経営環境の厳しい現状が伝えられました。

基幹産業をどのように守り、発展させるか、関係機関はどのように連携して取り組んでいるかについて質問いたします。

1、国・道などの農業(畑作・酪農・畜産)への支援策について、町にはどのような情報が伝えられているか。また、本町の支援策は。

2、町内牧場において、サルモネラ病菌について、関係機関がどのように連携して対策や情報共有しているのか。

3、全国のニュースで注意喚起のあった鳥インフルエンザなども含め、近隣住民や旅行者などが注意すべき点は。

以上です。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

狩野議員からは、「基幹産業への支援は」と題しまして、3点御質問いただきましたので順次お答えをさせていただきます。

まずサルモネラ症の感染でありますけれども、議員御指摘のとおり、6か月齢以下で多く見られ、若齢であるほど感染しやすく、重症化しやすいと言われております。

検査につきましては、感染が疑わしい牛の検体を採取後、十勝家畜保健衛生所にて実施をしております。検査料ですけれども、検査の方法により若干異なりますが、最大4,000円であります。ただし、現在行われている検査は1検体当たり1,120円。4,000円というのは、検査ということで日数もかかるということでもありますけれども、現在行なっている検査はどちらかというところ、簡易検査に近いものと思います。

当然これで十分確認ができると承知をしております。このサルモネラについては、清浄化が確認するまで検査を繰り返します。2回目以降も必要な場合がありますが、検査の実施機関である家畜保健衛生所（北海道）の負担で実施をしております。従って、検査料の負担については、酪農家さんの負担は初回の検査分のみとなります。

また、感染による治療でストレスを長期化させないためにも、速やかな牛舎等の洗浄消毒あるいは防疫対策の徹底を以前から図っているところでございます。

そして1点目の、「国・道などの農業への支援策について町の方への情報、あるいは本町の支援策」ということについてお答えをいたします。

今回の質問の趣旨からこの物価高騰を飼料、肥料それから資材高騰等に対する支援ということに限ってお答えをいたします。

まず、国・道などの農業に対する支援や補助事業につきましては、農業振興課の担当職員が説明会等に参加し内容を把握した上で、JAをはじめとする関係機関と連携をして、漏れのないように農業者の方に周知し、原則としてJAが窓口となって事務を取り扱っております。

まず畑作・酪農の支援でありますけれども、国の令和4年度（2022年度）「肥料価格高騰対策事業」これは令和5年度（2023年度）に繰越して執行される内容となっておりますけれども今年の肥料使用実績に基づいてもおおむね全体で2億円の補助を現在のところ申請をしているところであります。

また北海道の支援でありますけれども、令和4年度（2022年度）においては「化学肥料購入支援緊急事業」により約2,395万円、これは実績であります。これが補助されております。

また、令和5年度（2023年度）においても「肥料価格高騰緊急対策事業」という名称で若干変わっておりますけれども、ほぼ同額の補助が受けられる見込みと承知をしております。

次に、酪農家のみ対象の支援でありますけれども、国の「国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業」で令和4年度（2022年度）は約8,064万円、令和5年度（2023年度）においては約8,575万円、また同じく国の「酪農生産基盤確保対策事業」でありますけれども、令和4年度（2022年度）において約7,616万円、令和5年度（2023年度）には約8,098万円の補助がそれぞれ決定をされております。

また国の「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業」、これは酪農それから畜産で該当する事業でありますけれども、令和4年度（2022年度）第3四半期分は令和4年（2022年）の10月から12月の配合飼料使用数量に対しまして約7,913万円。同じく第4四半期は、令和5年（2023年）1月から3月の分についてでありますけれども、約9,438万円の補助がそれぞれ決定をしていると承知をしております。

一方、本町の支援策でありますけれども、令和4年度（2022年度）におきましては、「農業用資材等価格高騰対策助成事業」により、肥料購入あるいはそれ以外の資材等の高騰に対して全体で4,891万の助成を実施し、令和5年度（2023年度）におきましても、「鹿追町農業者物価高騰対策支援事業」という名称で、今定例会の初日本会議において補正予算の議決を賜りましたので、約1,300万の支援を実施します。

それから次に2点目の「町内牧場におけるサルモネラ病菌について、関係機関の連携の対策、それから情報共有」についてお答えをいたします。

町内牧場においてサルモネラ症と疑われる事態が発生した場合は、私が組合長となっております「鹿追町家畜伝染病自衛防疫組合」において、関係機関が集まりまして、発生牧場と協議のうえ、速やかに検査を実施いたします。

この検査によって陽性と判定された場合には、発生牧場と牛舎等の洗浄消毒となりますので、日時・方法・人員等を協議いたしまして、町職員、農協職員それからNOSA I北海道鹿追家畜診療所の職員で協力体制をとりまして、速やかに洗浄消毒を実施する流れになっておりまして、検査による清浄化が確認されるまで、この作業を繰り返し発生牧場ごとに行なっている状況であります。

関係する機関が協力して作業を行なっておりますので、発生後の対策、情報共有に関して関係機関は承知しており、徹底がなされている状況でございます。

それから3点目の、「全国のニュースで注意喚起のあった鳥インフルエンザを含め、近隣住民や旅行者などが注意すべき点」ということについてお答えをいたします。

鳥インフルエンザなどの家畜伝染病やシストセンチュウのように畑作物に多大な被害を与える病原菌を広げないためには、近隣住民や旅行者には「畜舎周り、あるいは畑には立ち入らない」あるいは「衰弱、死亡した野鳥には直接触れない」などが感染予防の基本であり、最も有効な対策となっております。

今後におきましても、SNSあるいは広報紙、様々な媒体を活用し周知・徹底することで、協力をお願いして、拡散防止に努めていきたいと思っております。

以上3点お答えをいたしました。本町の基幹産業である農業が今後も安定的に発展ができますよう、JAをはじめとする関係機関との連携をさらに強化するとともに、必要に応じて国や道に対して要望を行なってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

答弁ありがとうございました。鹿追町農業者物価高騰対策支援事業というか、9月12日に議決しました農業を中心とする基幹産業の支援策としては、非常に経済対策といえますか、タイムリーな補正予算を組んでいただいたと私は非常に評価しております。

農業法人に対しては、10万円、個人の経営に対して5万円を支援するという事で商工業者もそれを支えておりますので、商工業者に対してもそういった経済対策をやるという姿勢本当に素晴らしいと思います。

ぜひ早急に、これは町民も期待しています。農業者も期待しています。

ぜひよろしくをお願いします。

それからこの対策は、本当に力強いメッセージになると思います。経済対策は、やはりスピード感、迅速性が重要だと思います。非常にスピード感を持ってやられたと思います。そこでよく聞かれることは、この原資はどこから出るのかというようなことを聞かれます。今一度、この対策の支援策の狙い、それからどのように活用すれば、最も効果的な活性化が図られるか、今一度、メッセージをお願いします。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。本町の農業への支援に対することに関しまして、評価いただきまして本当にありがとうございます。国・道の支援策も令和4年（2022年）、それから本年度につきましても特に酪農家さんにおいては影響が大きいと思っております。

そういう状況に対応して、国の方も支援というのは、多ければ多いに越したことはないですが、結構な支援ということで国も対応していただいていると思っております。

本町の支援ですけれども、令和4年度（2022年度）においては、約4,900万の支援ということで、肥料購入に対しては道と同じ額の上乗せ、それから法人、個人ごとの支援ということで昨年は予算措置をさせていただきました。

今年については、昨年度もそうですけれども、コロナの自治体向けの臨時交付金を一部財源としております。令和4年度（2022年度）と令和5年度（2023年度）においては、このコロナの交付金の額が相当実は違っております、今年度は全体で3,400万くらいの交付金、昨年は少し桁が違う1億数千万の支援があった状況でしたので、農業について昨年ぐらゐの支援ができるかという難しい面もあって、町の対応としては、6月に議決をいただいた全町民向けの商品券の配布、そして今回の定例会では、農業者そして商工業者の皆さんの支援ということで、全体を合わせて一般財源を使っておりますから、約6,000万の内容になるということでございます。

そういったことで限られた財源の中で十分とは言えないかもしれませんが、農業者の皆様少しでも資材等の高騰の足しにさせていただけると思っております。

今年の農業は、比較的順調に進んでおりますが、御質問にもあったとおり、酪農家では近年にないぐらゐのサルモネラ症の発症があって、発生牧場の皆さんも大変御苦労をされていると思っております。

そういった状況にありますけれども、何とかこの防疫の対策、それから様々な対策を徹底して、この危機を乗り越えていただければと思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。

○8番（狩野正雄）

ありがとうございました。これで終わります。

○議長（上嶋和志）

これで狩野正雄議員の質問を終わります。

5番、山口優子議員。

○5番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので通告に従い、2項目、一般質問させていただきます。

標題、家畜伝染病（牛サルモネラ症）の状況と防疫対策について。

現在、町内牧場で牛サルモネラ症の発生が複数件あり、なかなか収束していかない状況にあります。十勝管内においても、牛サルモネラ症の発生は年々増加しています。

サルモネラ菌は、広く自然界に存在する細菌で、一般的には、保菌牛の導入や野生動物、人や車両を介しての進入感染が要因とされていますが、発生原因は特定されておられません。

サルモネラ症の症状は、子牛では発熱、下痢、食欲不振、妊娠牛では流産・死産などを引き起こし、症状が悪化すると死亡することもあります。

牛サルモネラ症は、当該牧場において清浄化するまで数か月かかることが多く、牧場主には消毒・検査などの仕事が増え、肉体的に疲弊するうえ、大きな精神的なストレスがかかります。

サルモネラ症が発生した場合は、牛の移動制限や出荷制限に加え、陽性牛の淘汰も行わなければならない、さらに早期の清浄化対策として、サルモネラ陰性の牛についても自主的な淘汰が行われる場合も多く、牧場主にとって、多大な経済的損失となります。

十勝家畜保健衛生所の試算では、80頭規模の牧場で3頭のサルモネラ陽性牛が出た場合、およそ7か月の対策期間で、医薬品・治療費、検査費、自主淘汰費、生乳廃棄、牛舎の消毒など環境改善に要する費用などの対策費の合計で360万円以上もの経済的損失になるそうです。

近年、酪農家は、国から生産抑制がされ、思うように牛乳が絞れない中、飼料・肥料・資材・燃料の高騰で利益がほとんど出ないような状況です。それに加えて、牛サルモネラによる経済的・肉体的・精神的ダメージは計り知れません。

予防対策として、各牧場では、消石灰散布や踏み込み消毒槽の設置などを行なっています。また、鹿追町においては、鹿追町家畜伝染病自衛防疫組合を中心に互助制度を実施し、陽性牛の淘汰に対し補償金を交付しています。また農協職員とともに、役場職員も消毒作業に従事していると伺いました。

ここ数年の町内における牛サルモネラ症の発生状況と推移についてお伺いします。



牛舎の消毒作業にかかった日数と延べ人数はどれぐらいでしょうか。

感染予防・防疫対策として、さらなる支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。  
続きまして、2項目めです。

標題、役場、図書館、鹿追高校にエアコンを設置し、早急に熱中症対策を。

ここ数年、毎年の猛暑に見舞われ、特に今年は災害級の暑さでした。北海道内でも、熱中症で多くの方が病院に運ばれ、亡くなる方もいます。「北海道では暑さは数日我慢すれば良い」という数年前までの認識とは違ってきています。テレビやラジオでは連日エアコンの使用を呼びかけており、北海道においてもエアコンはライフラインとなりました。

まず鹿追町役場ですが、暑い中で仕事をこなさなければならず、多くの職員にとって望ましい労働環境とは言えません。集中力が低下し仕事の効率が下がることは、住民サービスの低下にもつながります。頭痛やめまいなど体調不良を訴える職員も何人もいます。何十台もの扇風機を置いたところで扇風機は送風しかできず、室温を下げるような機能を備えていませんので、現在の状況は職員の生命にかかわる危険な状態といえます。

労働安全衛生法上、雇用主には、「適切な熱中症の予防対策を行い、従業員が熱中症にならないよう労働環境を整える」という安全配慮義務があります。また、役場は指定避難所でもあるので、早急に対策をしていただきたいと思います。

次に鹿追高校ですが、保健室とパソコン教室にしかエアコンがついておらず、35度を超えそうな日は授業を午前中で終わらせるという対応をしていますが、こちらも同様にエアコンの必要性が高いと思います。

また、町民の熱中症対策ですが、公営住宅をはじめ、住居にエアコンがついていない町民も多くいます。町民が暑さから逃れるため、図書館などの公共施設はエアコンを設置し、クールスポットを自治体が提供するべきと考えます。命に関わる問題ですので早急に取り組んでいただきたいと思います。すべての公共施設にエアコンを設置するのが望ましいとは思いますが、特に役場、図書館、鹿追高校の三つは緊急性が高いと思います。

町長のお考えをお伺いします。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

山口議員から大きく2点の質問をいただきました。まず1点目の家畜伝染病の状況と防疫対策。これについて3点の御質問いただきましたので、お答えをいたします。

町内で生まれるホルスタインの雄牛ですけれども、町内3か所の肉牛センターへ出荷をされておりまして、サルモネラ症発生の多くはこの肉牛センターでの着地検査において確認されることが多い状況であります。陽性が確認された場合、肉牛センターでは速やかに洗浄消毒を行い、2週間後に1回目の検査を実施いたします。

同様に出荷元である酪農家においても1回目の検査を実施いたしまして、陽性の場合には、牛舎等の洗浄消毒を行います。そして、陰性の場合においても再度2週間後に検査を実施いたします。この2週間ごとの検査において、2回連続で陰性という場合には、清浄化と判断されるところであります。

従って1回陽性が確認されると、清浄化までは最短でも2週間、長い場合になると3か月程度の期間を要する場合もある状況でございます。

まず1点目の、「ここ数年のサルモネラ症の発生状況と推移」についてお答えします。

過去5年間の発生状況と御質問にもありました町・農協・生産者で積み立てて実施をしている互助制度による補助金の推移をあわせてお伝えいたします。

平成30年度（2018年度）においては、3戸で発生して、保証金が123万3,000円。令和元年度（2019年度）は5戸で149万5,000円。令和2年度（2020年度）は6戸で594万8,000円。令和3年度（2021年度）は6戸で98万5,000円。令和4年度（2022年度）は11戸で298万3,000円。令和5年度（2023年度）は現在のところ18戸で発生をしておりますが、補償金については今後の精算でございます。

先ほども申しあげましたけれども、この補償金については町・JA・農業者がそれぞれ3分の1の割合で負担をし、一定額の積立金を維持しながら対応している状況でございます。

2点目の、「牛舎の消毒にかかった日数と述べ人数」でありますけれども、基本的な検査については、一つのセット5人、NOSA Iの獣医さん1人、町職員・農協職員の4人で編成をしまして2セットで行なっております。

洗浄消毒作業は町職員と農協職員の7名編成で対応している状況です。令和5年度（2023年度）は9月8日現在ですけれども、検査で94回、洗浄消毒は53回それぞれ実施しており、これらにかかった延べ人数はおおよそ1,311人となっております。

こういった状況から、この洗浄消毒作業を民間にお願いできないかということも実は検討したこともございますが、費用あるいは機材、人件費等を含めると1回当たり100万円くらいかかってしまうということと、希望日に応じることが難しいというお話もいただいたところでもあります。

この洗浄消毒作業はできる限りすぐやることが望ましいということですので、これを最優先に考えた状況では、今の町職員・農協職員の対応が一番現実的で速やかに対応できると考えているところであります。

それから3点目の、「感染予防、防疫対策としてさらなる支援が必要」であります。防疫対策につきましては現在、それぞれの酪農家で実施していただいている消石灰の散布、踏み込み消毒槽の設置あるいは農場・牛舎への侵入防止等の基本的な対策を確実に実施することが一番大切だと思っております。現状においても、各酪農家ではそのように対応をいただいていると承知をしております。

今後におきましても、関係機関と協力をしてその徹底を図るとともにその他防疫に関する情報等におきましても、速やかに酪農家の方へ周知をしてまいりたいと考えております。

御質問のさらなる感染予防対策支援であります。JAをはじめ、関係機関と協議を進めております。早期に実施すべく、議会に御相談させていただきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

次に大きく2点目の「役場・図書館・鹿迫高校に設置し、早急に熱中症対策を」ということでございます。

近年、地球温暖化の影響により、北海道においてもこの100年あたり約1.6度の年平均気温上昇が見られ、道内全域に及ぶ記録的な暑さとなった今年の夏でありますけれども、7月20日から観測史上最長記録となる44日連続の真夏日を記録し、熱中症警戒アラートが発表されるなど、できるだけ外出を避ける対応をとるように呼びかけられたところであります。

本町の公共施設におけるエアコン整備の状況でありますけれども、子供たちや多くの町民の方が利用される施設を中心に全ての小中学校、認定こども園、地域保育所、学童保育所、発達支援センター、町民ホール、神田日勝記念美術館、トリムセンターなどが既に整備をされている状況でございます。町といたしましては、従前より猛暑への対策として、緊急度、優先度あるいは財源の確保などを勘案して計画的に公共施設へのエアコン整備を進めてきたところであります。

職員の執務環境であります。職員の体調管理や業務効率の向上を図るため、クールビズを毎年実施しているところでありますけれども、御質問の中にございましたとおり今年の暑さはまさに災害級の暑さとなり、熱中症のリスクが高まるといった状況にあることから早急に環境整備をする必要があると考えています。

役場庁舎のエアコン設置であります。現在町では脱炭素先行地域の事業計画におきまして、町民ホールや役場庁舎など6施設のZ E C化（ゼロ・エネルギー・コミュニティ）と言いますが、これは太陽光等による自営線ネットワークを活用した公共施設群の脱炭素化による地域社会への社会の形成ということでZ E C化と略して言わせていただいておりますが、これを図るための基本計画の検討を今進めているところであります。

この検討の中において役場庁舎のZ E C化実現には、一つ目として省エネ50%以上の条件をクリアするために事業費が多額となり、費用対効果に疑問があるということが一つ。

それから二つ目として、このZ E C化の事業でレーダーも設備を整備するとしても、完成は2年から3年後になるという状況でございます。

山口議員の御指摘のとおり、役場庁舎は防災拠点であり、指定避難所としての環境整備と、町民の利便性向上さらには職員の執務環境これを早急に改善する必要があると考えています。

この議会の初日において議決をいただきました設計の予算に基づきまして、分散型エネルギーの利用形態、電気だけに限らず分散型エネルギーの利用形態それから初期投資、ランニングコストそして財源確保等を含めて、長期的な視点でメリットのある冷暖房設備の整備実施について検討をさせていただき、諸条件が整えば新年度の整備ということで、新年度予算に計上をさせていただければと考えています。

次に図書館につきましては、平成23年度（2011年度）に1階の「絵本の部屋」にエアコンを設置し、この環境を整えてきたところでありますけれども、今年の記録的な暑さの中、当然館内の温度が上昇して利用者の方からもさらなるエアコンの整備の要望もいただいているところでありまして、この環境改善が必要であると考えております。

それぞれの部屋、それからスペースの利用頻度、あるいは設置費用等もございませけれども、改善に向けて検討していきたいと思っております。

次に鹿追高校へのエアコン設置であります。熱中症対策を含めて授業時の集中力向上など当然、小中学校と同様に、必要不可欠な状況にあることは十分に理解をしております。しかし学校でのエアコン設置には、当然大量の電気、電源供給が必要とするなど、単に本体の設置だけの問題にとどまらないことも多く、電源自体の改修が大規模になるということが想像され、当然その後の電気料等の維持費が増大ということもございませ。

これらのことから、まず学校設置者である北海道教育委員会へのエアコン設置の要望をする。これが先決と思っております。その状況を見ながら、その設置に向けたスケジュール

ルが描けるのかという問題もありますけれども、その状況を確認しつつ、工事によらない方法なども当面の対策としてはあり得ると考えておりますので、それらの方法も幅広く模索をして必要に応じて、支援も必要と思っておりますので、十分検討をしていきたいと考えております。

来年の夏以降も猛暑が続くことを想定しなければならないと思っております。この対応には今の必要性については、強く感じているところでございますけれども、前段で申し上げましたとおり、町民ホールをはじめとする公共施設については、いわゆるZEC化により冷暖房というかたちになるかと思いますが、この整備を予定している施設を含めまして、整備には時間と多額の費用を要します。

現在、公共施設を管理している各所管課において、エアコン、あるいは移動式冷風機「スポットクーラー」というものもございますので、これらの全体的な調査も行なっているところでございます。

また、議員御指摘のクールスポットにつきましても、熱中症予防や暑さをしのぐ一時避難所として提供するということにつきましては、町民の方々への快適な環境の提供と場合によっては避難所である場合については、これの機能向上にもつながるということでございます。

これら公共施設の開放に向けた環境の整備をこれらも含めて、公共施設全体についても改めて検討させていただきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

再質問はありますか。山口優子議員。

○5番（山口優子）

御答弁ありがとうございました。町内においてサルモネラ症が増えており、これは鹿追町だけじゃなくて、十勝全体でも増えている話ですけれども、年々増えており、今回酪農家の当事者の方や農協の職員、獣医にもお話をお聞きましたけれども、やはりこの病気は不可抗力といった面が多くてきちんと対策をやっているところでも出てしまっている。原因はわからない。町長の御答弁でおっしゃっていただいたとおりに、基本的な対策を確実に実施することが最も重要というのは本当におっしゃるとおりですが、対策をきちんとしているところでも出てしまっているというような状況です。通告書の中で、80頭規模である場合は、360万円以上の損失というふうに申し上げましたけれども、5年前の試算で今

いろいろなものが値上がりしている現在ではもっと実際はかかっていると思います。

御答弁の中では最短でも2週間、長い場合は3か月程度清浄化までにかかるというお話でしたけれども、私が受けた感じでは、最短でも1か月半で長かったらもう半年とかかかるような状況と思っています。自衛防疫組合の保証金も出していただいています。これも本当にありがたいことではありますが、平成30年度（2018年度）から御答弁の中でおっしゃっていただきました。

単純に数で割りますと、1戸当たり16万から99万、単純に割れない点もあると思いますが単純に割らせていただくと、1戸当たり16万から99万で5年間の平均で40万くらいとなります。陽性牛にしか保証金が出ないので、問題は擬陽性や自主淘汰をするという決断する牧場主さんが多い。薬による治療も一応はできますが、薬で治療して長引くよりは1日でも早く清浄化したい、早期に清浄化したいという思いもあるので、自主的に淘汰を決断する牧場主さんがすごく多いです。その場合ですと、自家廃棄になって共済金が出ないので、この自衛防疫組合による保証金も当たらないということになって経済的な損失がすごくあります。

経済的に費用がかかる、経費がかかるといった場合には売り上げを上げるということに普通の事業であればなりますが、今、酪農家は牛乳が絞れない、国から生産抑制がされている状況です。

経費がかかってしまったので、売り上げを上げようということが今できない。通常の場合で、売り上げを上げていける場合、また今回みたいに国が生産抑制をしているときには同じサルモネラ症が出たとしても全く状況は違うと思います。

そういう売り上げを上げたくても上げられない状況に置かれていて、なおかつ、いろいろな費用が上がっていて、経費も上がっている。さらにサルモネラの対策の費用も上がっていると、こういう状況にあるということについてももう少し手当金の拡充などを考えていただきたいと思います。

この二つの状況が違うという点については、どういうふうにお考えですか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えいたします。360万円の試算のことですけれども、その試算の内容をどういったところにいくらぐらいという、詳細の状況は承知しておりませんので、数年前の試算という

ことですから、どういうふうにも考えても、それから年数が経っているということであれば、その影響額も大きくなっていると思っております。

先ほど申し上げましたけれども、この牛舎等の洗浄についてはもちろん自衛防疫組合等の資材等も使いながら、農協職員、町職員が出て、この対応に当たっているということで、それらの経費、先ほどの影響額の中でどういうふうに見ているかも詳細が不明なので何ともお答えしようできませんが、いずれにしても経済的な損失、それから牧場主さんとしての精神的な心配も含めて、その清浄化までの期間が長期になればなるほど、負担が大きいと思っております。

今、生乳の生産抑制ということで、本町においても、今年は12万トン以内ですから11万9,000トンに抑制をしなくてはならない。これは正確に申し上げますと、国の抑制ということではなくて北海道の生産者団体で申し合わせをしてやっていこうということでございますけれども、いずれにしても規模を拡大している酪農家さんがある中で、思ったとおりに絞れないというのは現実でありますので、いろいろ輸出に振り向ける、あるいは加工の方の問題いろいろ検討もされておりますけれども、生乳の廃棄に至らないような対策を関係者で頑張っていかなければならないと承知をしております。

本町独自の補償、町・農協・生産者で3分の1ずつ積み立てをして補填をしているわけでありましてけれども、これについては、仮に増額をすとなれば、それぞれの負担の問題も出てきますのでこれについては、改めて関係機関で相談をしていくことについては、やぶさかではないと思っております。

もう一つ、町もここ数年、例えば自民党だとか、立憲民主党あるいは様々な機会にこのサルモネラ症について、国で家畜生産農場衛生対策事業という補助事業があります。これについては、ヨーネ病、白血病あるいは牛ウイルス性下痢・粘膜病いわゆるBVD-MDはこの補助事業の対象になっている。

サルモネラ症については、届出伝染病ということで届け出をする必要はありますけれども、この先ほどの法定伝染病と違って牛を淘汰した場合など国の補助が受けられないという状況になっているところであります。

自主的な努力も限界があるので、伝染病の対応について国等の支援が受けられないかについては、引き続き関係機関に言っていきたいと思っております。

今年出ているサルモネラ症は、サルモネラ菌の種類がいろいろあって、O4群というのが出ている内容だそうです。

数年前にはダブリンといって最も手の悪いやつが多かったですが、まだO4群で少し助かっている面はありますが、それでも発生すると大変だということでございます。

いずれにしても、家畜の自防の組合を中心にいろんな機関と相談しながらできる限りの対策は引き続きしっかりと対応していきたいと思います。自衛防疫組合で機材等の充実などがあれば、自衛防疫組合というのは町と農協で半分ずつ費用を出して運営しています。

農協とも相談をしながら、今後必要と思われる防疫対策は対応をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（上嶋和志）

再質問。山口優子議員。

○5番（山口優子）

自衛防疫組合のほうから消毒作業にそれぞれ役場職員さん農協職員さんに出させていただいて、もしそれを民間に委託すると100万ということなので出させていただくのもすごく助かっている、ありがたいことだと思います。

先ほど、十勝家畜保健衛生所の試算での360万の内訳ということでしたけれども、環境改善に要する経費、つまり消毒にかかったのはこのうち28万ということになっています。治療費が86万、検査費7万、自主淘汰169万、生乳廃棄が70万ということでこれ自体がちょっと古いデータではあります。

やはり自主淘汰の面について、保証金、共済金が出ないというところがつらいところと思います。

獣医さんの負担も結構増えており、牛の移動ができないので、今までNOSA Iの家畜診療所の手術室に牛を運んで、牛の4番目の胃の外科手術などをしていましたが、それも獣医さんが牧場に出向いて行って外科手術をしなければいけない。

そのことによってトータルの手術件数がさばけないというような負担もあります。繰り返しになりますけれども、本当に現在酪農家は厳しい状況に置かれていますので、鹿追町の基幹産業である農業で中でも酪農に町独自の支援も考えていただきたいと思っていて、御答弁の中で、今、協議を進めており、さらなる支援を早期に実施したいというお考えがあるとおっしゃっていただきました。

どのような支援を考えていただいているのか、今言える範囲で申し上げます。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。



○町長（喜井知己）

はい。360万円の試算の内容についてお知らせをいただき、ありがとうございました。

生乳の廃棄の事態が出てくるというのは、恐らく親牛が感染をして、抗生剤等使ったときには牛乳に出すことができないので、そういったケースがあった場合にはそのような影響も出てくると思っています。

それから答弁の中で申し上げました牛舎洗浄等の対応で民間にお願いしたら、100万云々という話がありました。今この業界も人手不足であり、日にちがこの日ではないと駄目だというような事業ですので、民間にお願いするのは現実的に難しいと思っている次第であります。

それで、答弁の最後の方で申し上げたこの支援策というのは、サルモネラ症への対策としてできる今現状やっているものの他に何かあるかということで、ずっと実は町も農協も自衛防疫組合の関係者で、これ以上何ができるのだろうかということはずっと検討をしているところであります。

ワクチンのこともいろいろ考えましたけども、ワクチンについては全体で実施をしていかなければ、町も公共牧場等を有しているわけですから、町営牧場あるいは農協で運営している哺育センターといったところのことを考えると、全酪農家の方が協力をして、費用負担の問題もありますけども、そういった取り組みが必要ということでワクチンについてはさらに検討してまいりますけども、今すぐは難しいという結論に達したわけであります。

人間も牛も同じだと思いますが、様々な病原菌がある中で体力が弱っていると発症してしまうということは、人間も動物も一緒だと思います。そういった観点で子牛の体力、免疫力を向上させるような対策が早急にできる対策ではないかと関係機関で農協と話をして、それが一番すぐ打てる手だということで、最終日にこの経費に関する町と農協で折半と思っておりますので、その対策に係る経費について最終日で、実は提案をさせていただきたいと思っております。

全員協議会の場も設けていただきましたので、その中で、詳しく説明をさせていただければと思っております。

○議長（上嶋和志）

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分からといたします。

休憩 11時05分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再質問ありますか。山口優子議員。

○5番（山口優子）

はい。御答弁ありがとうございました。

続きまして、熱中症対策について、再質問をさせていただきたいと思います。

役場にエアコンをということで、通告書を出しましたけれども新年度の予算がつきまして、役場には新年度エアコンが整備されるということでよかったと思っています。

役場以外のエアコンがない事務所については、どういうふうにお考えかということも聞きかかったのですけれども、優先順位や財源、ゼロカーボンの関係も考えていくというお話でしたので、どうしても公共施設にエアコンをつけるとなると設置まで2、3年かかるということは私も理解しています。ただ本当に緊急性がとても高いと思っています。

町長の御答弁の中でもありましたけれども、工事によらない方法というお話ありました。

スポットクーラーというお話ありましたが、ぜひ検討していただきたい。

コンセントに差すだけの移動式のエアコンというものがあります。

レンタルもできるそうですが、このコンセントに差すだけで使える大型の冷蔵庫ぐらいの大きさはありますが、下にキャスターがついていて、一人か二人でゴロゴロと転がすことができ、普通の電源のコンセントに挿せば使えるというものがあるのでそれを10台や20台ぐらい買っていただくのがいいと思いました。

移動式のエアコンの場合は、災害時も使えますし、例えば役場と同じく避難所になっているスポーツセンターなどでも使えます。停電のときに発電機と併用して、災害時、避難所にエアコンまた暖房としても使えるそうなので、そういうものをあらかじめ買っておくと、普段の平常時においても体育館での体育授業や部活動、公民館、集会やイベントにも使えるのでこの移動式のエアコンが一番いいと思います。

高校についても、道立高校なので道教委に要望を上げてつけていただくのが一番いいとは思いますが、来年の夏に間に合うとは思えないので、どうしても来年の夏に間に合うように移動式のエアコンを買っていただきたいと思います。

役場庁舎以外にもエアコンのついていない場所がたくさんあるので、高校や町民ホールにはついているという話ですが、教育委員会の事務所にはついてないところもあるので、

ぜひ検討していただきたいと思います。

子供たちについての話ですが、鹿追町は小・中学校にクーラーをつけていただいたので、8月の下旬に学校が始まったときにも、高校は午前日程になりましたが小・中学校はそのまま授業を行うことができました。早めにエアコンが小・中学校についたのはよかったと思っています。

ただ、8月下旬で30度ぐらいある暑い日でしたが、鹿追中学校のグラウンドで体育授業をやっていたのは、どうなのかなと思いました。

そのときに長袖、長ズボンのジャージの子が結構いて、先生方の安全管理、安全指導はどうなっているのかと思いました。

熱中症の事故防止ということで、水分を補給することを見届ける、軽装になるように指示するというようなそういう安全管理のガイドラインや環境省と文部科学省が出している熱中症対策ガイドラインもありますが、同じような気温でも熱中症で具合が悪くなる人とならない人という個人差があるので、子供たちが自分でしんどいなということに気づいて服を脱ぐなり、そういうふうに教育していくことが大事だと思いました。

子供たちに熱中症予防の教育をして、正しい知識を持ってもらって、熱中症になったら、初めにどういった症状が出るのか、めまい、頭痛、吐き気、下痢で重症になると、肝障害や腎障害、最悪の場合もあると後遺症も残るということをちゃんと教育をして、30度もあって外で体育をするときに長袖、長ズボンの子が半数もいるような指導ではちゃんと熱中症予防教育を行わないことには、いくらエアコンを入れてもやっぱりそういう啓発が大事だと思います。

子供や高齢者の方などそういう自分の体調の不良に気付きにくかったり、またちょっと我慢して頑張ってしまったというようなことがあるので、そういう教育が大事だと思います。

学校の方では暑さ指数やそういうことに応じた対策をしていますが、繰り返しになりますけど長袖着ているようでは意味がないと思います。そういった体育の授業をどうするのか、半休や休校の判断、これは各校長先生がするというところでよろしいのでしょうか。

○議長（上嶋和志）

答弁。天野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（天野健治）

はい、お答えいたします。

1点目の学校での熱中症対策ということで全般にお話したいと思います。

お見込みのとおり熱中症の指数に応じて外での授業をするか、そして体育館でやるか体育はやめるかとかいうことについては、ガイドラインのとおり各小学校・中学校は行っているということでございます。

それに加えてエアコンをつけていただいているのですが、状況に応じて外の活動は早急に取り止めるなどの対策については、各学校が主体的に動いて判断をして、安全対策第一で動いているということは確認しております。

二つ目の長袖ジャージ、長ズボンということについては、正直学校の先生方も苦慮しているところもございまして、何を着てくるか着てこないかということについては一定の指導はもちろんしているところではございます。

しかし、何を着るかは個人の判断、家庭の判断というところも当然ございますので、お父さんお母さん方とも協力しながら、子供の安全第一ということを前面に出した指導ということについては、各学校と協議していきたいと思っております。

休校の判断につきましては原因にもよりますけれども、暑さ等に関わっては校長先生の御判断そして教育委員会と相談の上最終的に決定するという流れになってございます。

以上でございます。

○議長（上嶋和志）

山口優子議員。

○5番（山口優子）

分かりました。

暑いときに長袖を着るのは、個人の判断とはおっしゃっていてもやはりその判断ができないという部分では、まだ未熟で指導が必要な部分であるかなと思います。

校則でジャージを着なければならないというのであれば、30度を超えたら半袖にならなければならないというように少し言ってもいいと思います。

あと他の町村でも検討されていましたが、8月15日ぐらいから涼しくなるので、そのぐらいから始業式ということになって学校が始まりますが、今後始業式を繰り下げて、本州のように9月からにするなどそういう検討はあるのかどうかお伺いします。

○議長（上嶋和志）

答弁。天野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（天野健治）

学校管理規則で夏休み、冬休み合わせて50日以内と決めております。

その範囲内では柔軟に対応できると思っておりますが、冬休みをその分短くせざるを得ないということになる。

特に中学校になりますと、高校入試との関係がございまして、冬休みを短くする長くするということは、簡単にいかないところも正直ございます。

しかし、夏休みが暑いということで終業式、始業式のことについては学校のほうと話題にはなっているところではございますが、具体的な正式な検討というところまでは至っていないです。

○議長（上嶋和志）

山口優子議員。

○5番（山口優子）

はい、分かりました。子供たちへの指導や先生方の指導も、先生方が子供たちに指導することもなかなか大変だろうということは思います。

けれどもぜひよろしくお願ひしたいとします。

一般の町民の方も結構クーラーがないという方が多くて、それで例えば小中学生で子供が学校に行ってクーラーがあり、それで熱中症で具合が悪くなる人についても、御家庭にクーラーがあるかないかで、クーラーがあつて夜ぐっすり眠れて体力を回復できるということとできないということが、暑さの蓄積で熱中症として発症して倒れてしまうなどそういうことにつながるとします。

やはり、御家庭にクーラーがない方も昼間何とか行けるような場所を自治体が提供すべきだと思ひます。

鹿追町はゼロカーボンを進めていますが、例えば、10件のお家のクーラーを切り、1か所に集まつてクーラーの稼働台数を10台ではなく1台にするというかたちでCO<sub>2</sub>を削減するという取り組みをしている町もあるそうです。

いずれにしても公共施設など特に図書館が一番いいと思ひますが、そういう場所で涼めるような対策を町として取り組んでいただきたいと思ひます。

最後に町長にお願ひします。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井町長。

○町長（喜井知己）

はい、お答えをいたします。

まず役場庁舎のことについては、お答えをしたとおり出来れば来年、脱炭素事業の一環でないところで分散型、違うエネルギーも視野に入れて検討させていただいて、できれば来年予算を計上させていただきたい。

それ以外の公共施設については、繰り返しになりますが、町民ホール、神田日勝記念美術館それからトリムセンター等については、先ほどの脱炭素事業の関連でどうしても事業を進めていく上で2、3年後の設置になるということですので、それまでの間でも先ほど山口議員おっしゃったように事務室の問題とかありますので、そういった近々大規模なことが予定される場所には、先ほどお話が出ている移動式等のことを準備していく必要があると思っております。

公共施設あるいは出先の事務室の問題もそれぞれございます。直近での改修予定等がなければ、エアコンを整備する場所それから先ほど言った移動式のもので当面对応する場所いろいろその施設の状況によって変わってくると思います。

いろんな公共施設全体の当面の一時的な調査は1回終わってしまして、全般的にどれぐらいのエアコンの設置あるいはスポットクーラーで何とか対応できる場所というのは、大まかに押さえましたが、まだまだ精査が必要と思っております。

今年の猛暑を受けて、既にエアコンもそうですが、いわゆる移動式のクーラー等についても非常に品薄になっているという情報も聞いております。

また、他の町の状況では今年度中に予算措置をして、恐らく繰越しになるかたちで来年の夏に間に合わせたいという今、各町村議会ほぼ終わりに近づいていますが、そういった対応も一部聞いているところがございますので、そういった状況も見ながら、そして先ほど高校の関係のお話もありました。

それらも含めて、場合によっては今年度中に予算措置をして、新年度に繰越しをしていくということも、これからの検討状況にもよりますがそういったことも考えていかなければならないと思っております。

町民に対するクールスポットの提供等についても、現状の今の公共施設の中でどのようにできるかということも含めて、この猛暑が今年限りの話ではないと思っておりますので、そういったことも考えながら、対応していきたいと思っております。

それから学校の対応について、天野主幹がお答えしたとおりですが、体調は非常に個人差がありますので、暑いときに無理をする必要はないと私も思っております。

この暑い期間中に高齢者の方の行事もありましたが、主催者、社会福祉協議会の主催者のほうで無理をせず、この行事を中止したということも聞いております。そういった無理をしない対応というのは学校だけでなく、いろんな場面で必要と思っておりますので、そういったかたちで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○5番（山口優子）

ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これで山口優子議員の質問を終わります。

1番、佐々木康人議員。

○1番（佐々木康人）

それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

標題は、重層的支援体制整備事業についてであります。

地域共生社会の実現に向けて、貧困や介護、孤立などに対応する市区町村の相談支援体制を強化する社会福祉法が令和3年（2021年）4月1日に施行されております。

背景には、日本の福祉制度が1980年代後半以降、高齢・障害・子供など、対象者別に制度化されてきた中で、昨今の社会情勢変化に十分に対応しきれない実情があります。

これは制度・分野を超えた複合的な課題が顕在化しており、こうした複合的な課題を抱えている人は、これまでの法制度、支援の枠組みに当てはまらないため、適切な支援につながらないケースが多く見られていました。

鹿追町ではこの重層的な支援を実施するに当たり、令和3年（2021年）4月から所管を超えて福祉・介護・住宅・生活・教育等の担当者を福祉重層的支援担当として兼務発令をし、体制整備をいち早く実施してきたものと認識しております。

これは各所管の課題の整理、共生社会構築に向けた施策の検討、情報提供といった諸問題に対応する画期的な取り組みと考えています。

次の2点について質問いたします。

一つ目は、福祉、重層的支援として横断的な体制を実施してから2年以上経過した今、その進捗状況及び効果についてお伺いをいたします。

二つ目は、重層的支援事業をさらに効果的に機能させるためには、相談支援包括化推進員の配置や多機関との連携が必要と考えますが、現在の状況はいかがか。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井町長。

○町長（喜井知己）

はい、佐々木議員からは重層的支援体制整備事業についてと題しまして、2点御質問をいただきましたのでお答えを申し上げます。

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化など社会構造の変化の中で、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる「地域共生社会」の実現が求められているところであります。

そのため、地域住民の複雑化・複合した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制事業をはじめとする財政支援の創設を内容とする、社会福祉法等の一部が改正をされ、令和3年（2021年）4月に施行されています。

これについては、佐々木議員の御発言のとおりであります。

こうした国の動きに対しまして、役場内における業務の縦割りの問題を解決するための総合的な窓口が必要であるという考えから、令和3年（2021年）4月からですが、五つの課（保健福祉課、町民課、建設水道課、学校教育課、子育て支援課）これらの課6名に対して福祉重層的支援担当を兼務発令し、各課の課題に対して横断的な対応可能とした体制を作って、2年半が経過しています。

1点目の、「福祉重層的支援の進捗状況及び効果」ですが、この福祉重層的支援担当は令和3年度（2021年度）から毎月1回の定例会を開催して、意思疎通に努めておりまして、20を超える分野をまたぐニーズや課題について、情報を共有しながら対応と検討を重ねてきております。

進捗状況ですが、これまでの支援体制を整えながら、同時に具体的な課題についても対応してきておりまして、開始から3年目になりますけれども、今後もさらに充実を図っていかなければならないと考えております。

また効果であります。福祉重層的支援担当により、先ほど申し上げました定例会によって、職員間の意識に変化が生まれ、「複数の担当課が関わることによって業務が進めやすいということ」や「互いの専門的な立場を生かした影響力ができるようになった」あるいは「これまでなかなか支援の手が届かなかったケースについて支援ができるようになってきた」などの効果が出ていると聞いております。



しかしながら、ケースによっては、金銭管理など役場の方では支援ができない課題も多くあることから、庁内の連携と併せて、特に社会福祉協議会との協働が必要でありまして、令和4年度（2022年度）から町職員2名（局長及び社会福祉士）という立場で社会福祉協議会に職員を派遣し、社会福祉協議会の機能そして福祉重層的支援体制の強化を図っています。

さらに支援の内容としまして、令和3年度（2021年度）から開始した高齢者・生活困窮等の複合的な課題を抱えたケースが令和4年度（2022年度）で改善され、現在はいわゆる伴走支援に移行しているケース、他には令和4年度（2022年度）から開始した介護保険制度にも該当しない、あるいは生活困窮でもないこういったいろんな制度の狭間にいる方が抱える課題に対して、令和5年度（2023年度）になってからですが、社会福祉協議会との協働によって、何とか終結に導いたケースなど長期にわたるものから、短期間で改善に至ったケースもあるという状況でございます。

次に2点目の「相談支援包括化推進員の配置あるいは多機関との連携」についてお答えをいたします。

相談支援包括化推進員の役割は、各分野の複合的ニーズ、先ほど申し上げたような制度の狭間の事例などの支援困難事例を受ける窓口として、社会的孤立に対応するためにつながり続けることを目的とした支援を行うこととなっております。

令和5年度（2023年度）当初は、保健福祉課の職員3名、社会福祉協議会の職員1名を配置しておりましたが、現在は社会福祉協議会において8月に新たに社会福祉士を採用いたしましたので、この1名を加えた5名による運営体制としているところであります。

また、多機関連携につきましては、相談支援包括化推進員が受けた支援困難事例について、解きほぐしが求められる事例等に対して、支援方針の決定や必要に応じて相談者本人に直接会ってアセスメントを行うなどの支援を行うものであり、構成員としては、町、教育委員会、社会福祉協議会、NPO法人かしわのもり、社会福祉法人鹿追恵愛会などとする体制を整えて連携を図っています。

国や北海道からの財政支援につきましても、既存事業である「介護予防に関する一般介護予防・地域包括支援・生活支援体制整備事業」をはじめ、新規事業である「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」などの補助事業を取り入れて、この内容の充実を図っています。

今後は、これまでの取り組みに加え、地域住民主体による課題解決ができる環境が整い、

官民協働で役割分担することにより、住民サービス向上に結びつけることができるような体制づくりを進め、誰もが安心して生活ができる町となるように、重層的支援体制整備事業をさらに推進する必要があると考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。

佐々木康人議員。

○1番（佐々木康人）

答弁ありがとうございました。この支援事業は個人情報もありまして、その成果について、なかなか評価されづらい側面があります。ただいま答弁にありましたとおり、社会福祉協議会との協働により着実に成果を上げているという印象を持ちました。

実際に長期にわたる問題について、解決したというようなことも聞き及んでいるところでは。

先ほど答弁にありましたとおり、今後はこれまでの取り組みに加え、地域住民主体による課題解決ができる環境が整い、官民協働で役割分担することにより、住民サービス向上に結びつけることができるような体制づくりを進めるということでもあります。

これが本当に実現できるのであれば、まさに鹿追型の重層整備体制事業が出来上がると考えております。

さらなる推進をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

答弁は要りません。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井町長。

○町長（喜井知己）

答弁は要らないかもしれませんが、この重層的支援体制は、今年で3年目ということで、本当に様々な場面でこの体制がなかったときもいろいろ各課で連携しているような事例に対応していた事実もありますが、こういうふうにしつかりと重層的支援体制で令和3年度（2021年度）から取り組んで、本当に着実に成果が上がってきていると思っています。

佐々木議員が職員時代にしっかりと取り組んでいただいた成果が、だんだん出ています。私は認識をしております。どうしても行政機関ではなかなか対応しづらいですけれども、民間の力を借りると、解決しやすいということは、結構実は中にあります。

行政が介入すると、様々な問題が出てくる。そういった事例も実はいろんなケースでありますので、そういった意味で、民間で公共性が非常に高い組織ではありますけども、社会福祉協議会が先ほど申し上げたいろんな機関の人と、ある程度役割分担をしながらなおかつ、先ほどお話がありましたとおり、非常にデリケートな課題を預かるケースが多いので、そういう情報管理をしっかりとしながら、町だけでなく、民間あるいは最終的な地域住民の方、民生委員さんもいらっしゃいますし、いろんな地域の方もいらっしゃいますのでそういった方との協働の体制をさらに構築をしていければと思っています。

またこの重層的支援の事業を進めることによって、しっかりと国からの財政支援もいただいております。それに基づいて、社会福祉協議会の体制の充実ということにも、財源を振り向けることができますので、これらの財源的なこともしっかりと考えながら、引き続き進めてまいりたいと思っております。

○議長（上嶋和志）

これで佐々木康人議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

閉会 11時50分